

(その1)

収 支 報 告 書

〒145-0071

1 主たる事務所の所在地 東京都大田区田園調布1-46-1
中村方

(ふりがな) ひびやせいじけいざいけんきゅうかい

2 政治団体の名称 日比谷政治経済研究会

3 代表者の氏名 中村 勇太

4 会計責任者の氏名 谷中 勝一

5 令和 3 年分

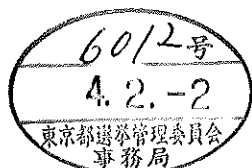
団体コード	01702209200010
前年繰越額	55,897,308 円

事務担当者の氏名 両角和枝

電話番号 03-3508-7501

受 付	審 査	確 認
	✓	
消 込	パンチ	照 合
⑧		

101060



資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※該当箇所に ☒ すること。

政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

東 京 都 内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 中村 喜四郎

公職の種類 衆議院議員(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	60,741,423
(前年からの繰越額)	55,897,308
(本年の収入額)	4,844,115
支 出 総 額	386,101
翌年への繰越額	60,355,322

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(7) 個人からの寄附	4,844,115	
(うち特定寄附)	0	
(4) 法人その他の団体からの寄附	0	
(9) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (7) + (4) + (9)	4,844,115	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	4,844,115	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	猪瀬智之	20,000	R3/1/29	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
2	猪瀬智之	20,000	R3/3/1	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
3	猪瀬智之	20,000	R3/3/31	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
4	猪瀬智之	20,000	R3/4/30	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
5	猪瀬智之	20,000	R3/5/31	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
6	猪瀬智之	20,000	R3/6/30	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
7	猪瀬智之	20,000	R3/7/30	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
8	猪瀬智之	20,000	R3/9/1	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
9	猪瀬智之	20,000	R3/10/1	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
10	猪瀬智之	20,000	R3/11/1	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
11	猪瀬智之	20,000	R3/11/30	茨城県下妻市別府1275-2	会社役員	
12	(計)	(220,000)				
13						
14						
15	斎藤 稔	120,000	R3/1/26	千葉県八千代市島田台818-70	会社役員	
16						
17						
18						
19						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
20	小田節子	10,000	R3/1/12	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
21	小田節子	10,000	R3/2/17	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
22	小田節子	10,000	R3/3/11	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
23	小田節子	10,000	R3/4/9	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
24	小田節子	10,000	R3/5/17	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
25	小田節子	10,000	R3/6/14	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
26	小田節子	10,000	R3/7/12	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
27	小田節子	10,000	R3/8/10	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
28	小田節子	10,000	R3/9/16	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
29	小田節子	10,000	R3/10/18	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
30	小田節子	10,000	R3/11/15	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
31	小田節子	10,000	R3/12/13	東京都町田市三輪町1876-1-301	会社役員	
32	(計)	(120,000)				
33						
34						
35						
36						
37						
38						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
39	柏熊剛毅	9,450	R3/1/18	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
40	柏熊剛毅	9,450	R3/3/1	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
41	柏熊剛毅	9,450	R3/4/28	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
42	柏熊剛毅	9,450	R3/5/7	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
43	柏熊剛毅	9,450	R3/5/18	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
44	柏熊剛毅	9,450	R3/5/27	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
45	柏熊剛毅	9,450	R3/7/13	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
46	柏熊剛毅	9,450	R3/8/27	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
47	柏熊剛毅	9,450	R3/11/10	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
48	柏熊剛毅	9,615	R3/11/19	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
49	柏熊剛毅	9,450	R3/12/29	千葉県船橋市高根台6-7-6	会社役員	
50	(計)	(104,115)				
51						
52						
53	君山 毅	120,000	R3/2/8	茨城県土浦市神立中央5-35-6	会社役員	
54						
55						
56						
57						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
58	北田光世	10,000	R3/1/20	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
59	北田光世	10,000	R3/2/18	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
60	北田光世	10,000	R3/3/30	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
61	北田光世	10,000	R3/5/6	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
62	北田光世	10,000	R3/5/25	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
63	北田光世	10,000	R3/6/11	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
64	北田光世	10,000	R3/7/19	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
65	北田光世	10,000	R3/8/25	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
66	北田光世	10,000	R3/9/16	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
67	北田光世	10,000	R3/11/4	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
68	北田光世	10,000	R3/11/18	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
69	北田光世	10,000	R3/12/14	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 3-155-1	会社役員	
70	(計)	(120,000)				
71						
72						
73						
74						
75						
76						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
77	佐野満男	10,000	R3/1/28	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
78	佐野満男	10,000	R3/2/25	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
79	佐野満男	10,000	R3/3/26	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
80	佐野満男	10,000	R3/4/28	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
81	佐野満男	10,000	R3/5/28	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
82	佐野満男	10,000	R3/6/28	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
83	佐野満男	10,000	R3/7/29	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
84	佐野満男	10,000	R3/8/27	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
85	佐野満男	10,000	R3/9/28	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
86	佐野満男	10,000	R3/10/28	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
87	佐野満男	10,000	R3/11/27	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
88	佐野満男	10,000	R3/12/28	千葉県市川市塩焼2-13-31	会社役員	
89	(計)	(120,000)				
90						
91						
92						
93						
94						
95						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
96	落合宏行	20,000	R3/1/29	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
97	落合宏行	20,000	R3/2/26	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
98	落合宏行	20,000	R3/3/31	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
99	落合宏行	20,000	R3/4/30	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
100	落合宏行	20,000	R3/5/31	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
101	落合宏行	20,000	R3/6/30	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
102	落合宏行	20,000	R3/7/30	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
103	落合宏行	20,000	R3/8/31	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
104	落合宏行	20,000	R3/9/30	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
105	落合宏行	20,000	R3/11/10	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
106	落合宏行	20,000	R3/11/30	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
107	落合宏行	20,000	R3/12/28	埼玉県久喜市青葉3-11-6	会社役員	
108	(計)	(240,000)				
109						
110						
111						
112						
113						
114						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
115	小嶋富雄	250,000	R3/2/24	埼玉県越谷市弥生町17-2 グロリア越谷ステーションタワー2014	会社役員	
116	小嶋富雄	250,000	R3/4/22	埼玉県越谷市弥生町17-2 グロリア越谷ステーションタワー2014	会社役員	
117	小嶋富雄	250,000	R3/6/21	埼玉県越谷市弥生町17-2 グロリア越谷ステーションタワー2014	会社役員	
118	小嶋富雄	250,000	R3/8/20	埼玉県越谷市弥生町17-2 グロリア越谷ステーションタワー2014	会社役員	
119	小嶋富雄	250,000	R3/10/21	埼玉県越谷市弥生町17-2 グロリア越谷ステーションタワー2014	会社役員	
120	小嶋富雄	250,000	R3/12/21	埼玉県越谷市弥生町17-2 グロリア越谷ステーションタワー2014	会社役員	
121	(計)	(1,500,000)				
122						
123						
124	小嶋礼仁	250,000	R3/2/24	埼玉県越谷市レイクタウン2-17-2	会社役員	
125	小嶋礼仁	250,000	R3/4/22	埼玉県越谷市レイクタウン2-17-2	会社役員	
126	小嶋礼仁	250,000	R3/6/21	埼玉県越谷市レイクタウン2-17-2	会社役員	
127	小嶋礼仁	250,000	R3/8/20	埼玉県越谷市レイクタウン2-17-2	会社役員	
128	小嶋礼仁	250,000	R3/10/21	埼玉県越谷市レイクタウン2-17-2	会社役員	
129	小嶋礼仁	250,000	R3/12/21	埼玉県越谷市レイクタウン2-17-2	会社役員	
130	(計)	(1,500,000)				
131						
132						
133						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
134	関口 勲	40,000	R3/1/31	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
135	関口 勲	40,000	R3/2/28	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
136	関口 勲	40,000	R3/4/2	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
137	関口 勲	40,000	R3/5/4	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
138	関口 勲	40,000	R3/6/1	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
139	関口 勲	40,000	R3/7/1	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
140	関口 勲	40,000	R3/8/2	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
141	関口 勲	40,000	R3/9/1	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
142	関口 勲	40,000	R3/10/1	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
143	関口 勲	40,000	R3/10/30	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
144	関口 勲	40,000	R3/12/1	埼玉県越谷市大沢1-16-6	会社役員	
145	(計)	(440,000)				
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
153	多田正毅	60,000	R3/2/2	茨城県結城市大字結城1569	会社役員	
154	多田正毅	60,000	R3/9/10	茨城県結城市大字結城1569	会社役員	
155	(計)	(120,000)				
156						
157						
158	鈴木 茂	60,000	R3/2/2	茨城県土浦市小野853	会社役員	
159	鈴木 茂	60,000	R3/9/10	茨城県土浦市小野853	会社役員	
160	(計)	(120,000)				
161						
162						
163						
そ の 他 の 寄 附		0				
合 計		4,844,115				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	221, 101	0	
(4) 事 務 所 費	165, 000	0	
小 計	386, 101	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	386, 101		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機リース料	11,220	R3/7/6	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	11,220				
	そ の 他 の 支 出	209,881				
	合 計	221,101				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査料	149,685	R3/3/23	吉田篤生会計事務所	東京都千代田区麹町2-10-7-3F	
2	源泉所得税	15,315	R3/7/12	雪谷税務署	東京都大田区大塚町4-12	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	165,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	165,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 1月 27日

政治団体の名称 日比谷政治経済研究会

会計責任者の氏名 谷中 勝一



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和4年1月27日

日比谷政治経済研究会

代表 中村 勇太 殿

登録政治資金監査人

吉田 孝生

登録番号 第 3498 号

研修修了年月日 平成22年3月26日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日比谷政治経済研究会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日比谷政治経済研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3 業務制限

日比谷政治経済研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日比谷政治経済研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上